

港区国民健康保険条例の一部を改正する条例

本案は、国民健康保険の保険料率を改定するとともに、「国民健康保険法施行令」の一部改正に伴い保険料の減額措置の拡充及び保険料の賦課限度額の変更をするものです。

【条例改正の背景】

特別区の国民健康保険料は一部の区を除き、同一所得、同一世帯構成であれば同一の保険料となるよう統一保険料方式をとっており、港区もこの方式で保険料率を定めています。令和6年2月16日開催の特別区長会総会において了承された令和6年度の保険料率について、港区国民健康保険事業の運営に関する協議会に諮問し、答申を受けたことを踏まえ、保険料率等を改定します。

【条例改正の内容】

①保険料率を次のとおり引き上げます。

現 行		改正案		増 減
・ 所得割		・ 所得割		
（医療分）	100 分の 7.17	（医療分）	100 分の 8.69	1.52
（後期高齢者支援金分）	100 分の 2.42	（後期高齢者支援金分）	100 分の 2.80	0.38
（介護分）	100 分の 2.07	（介護分）	100 分の 2.36	0.29
・ 均等割		・ 均等割		
（医療分）	4 万 5,000 円	（医療分）	4 万 9,100 円	4,100 円
（後期高齢者支援金分）	1 万 5,100 円	（後期高齢者支援金分）	1 万 6,500 円	1,400 円
（介護分）	1 万 6,200 円	（介護分）	1 万 6,500 円	300 円

②被保険者均等割額の5割又は2割の減額措置を受けられる世帯の所得基準を引き上げます。

③保険料の賦課限度額を引き上げます。

現 行		改正案		増 減
（後期高齢者支援金分）	22 万円	（後期高齢者支援金分）	24 万円	2 万円

④退職者医療制度*が廃止されたことに伴い、退職被保険者等に係る規定を削除します。

*退職者医療制度とは、会社などに長く勤めていた人が、医療の必要性が高まる退職後に、会社などの健康保険から国民健康保険へ移ることによって、国民健康保険の医療費負担が増大することを抑えるために、退職前の会社などの健康保険からの拠出金を国民健康保険における給付費の財源とする制度です。

【施行期日】

令和6年4月1日